第八・二十三条　ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国の参加の増大

この章の規定は、ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国の参加を増大させるために次の事項を促進するものとする。

(a)　これらの締約国の国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化（特に、商業的な原則に基づく技術の利用によるもの）

(b)　これらの締約国による流通経路及び情報網へのアクセスの改善

(c)　これらの締約国が輸出について関心を有する分野及びサービスの提供の態様における市場アクセスの自由化並びにこれらの締約国に有益な分野における市場アクセスの提供

第八・二十四条　約束の見直し

締約国は、締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化するためにこの章の規定に基づく約束の更なる改善を行うことを目的として、必要に応じ、遅くとも第二十・八条（一般的な見直し）の規定に基づくこの協定の一般的な見直しまでに、サービスの貿易に関する約束を見直す。

第八・二十五条　協力

締約国は、諸分野（現在の協力のための取決めの対象でない分野を含む。）における協力のための努力を強化する。締約国は、国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力を向上させるため、協力のための分野について討議し、及び合意し、並びに当該分野における協力のための計画を作成する。

附属書八Ａ　金融サービス

第一条　定義

この附属書の規定の適用上、

(a)　「金融機関」とは、締約国の領域に所在する金融仲介機関その他の法人であって、当該締約国の法令に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるものをいう。

(b)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(A)　生命保険

(B)　生命保険以外の保険

(ii)　再保険及び再再保険

(iii)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(iv)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(v)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(vi)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(vii)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(viii)　ファイナンス・リース

(ix)　全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(x)　保証

(xi)　自己のため又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(A)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(B)　外国為替

(C)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(D)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(E)　譲渡可能な有価証券

(F)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(xii)　全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(xiii)　資金媒介業

(xiv)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(xv)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(xvi)　その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理及び関連ソフトウェアのサービス

(xvii)　(v)から(xv)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオに関する調査及び助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(c)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供しようとし、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、「金融サービス提供者」には、公的機関を含まない。

(d)　「新たな金融サービス」とは、締約国の領域においては提供されていないが他の締約国の領域においては提供され、及び規制されている金融サービスをいう。新たな金融サービスには、現在の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含めることができる。

(e)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(i)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づいて金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii)　中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

(f)　「自主規制団体」とは、次のいずれかの非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関又は支払決済機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

(i)　自主規制団体として認められている非政府機関であって、法令に基づいて又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、金融サービス提供者又は金融機関に対して規制権限又は監督権限を行使するもの

(ii)　法令に基づいて又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、金融サービス提供者又は金融機関に対して規制権限又は監督権限を行使する非政府機関

第二条　適用範囲

1　この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第八・一条（定義）(r)に定義するサービスの提供をいう。

2　第八・一条（定義）(l)及び第十・二条（適用範囲）2(c)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(a)　中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動（注）

注　この(a)に規定する活動には、金融政策又は為替政策を遂行するために行う全ての規制活動及び執行活動を含む。

(b)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動